

熊本県公報

第12826号 令和元年(2019年) 5月28日(火)

(每週 火·金発行)

目 次

告	
○造成宅地防災区域の指定の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (建築課)	1
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止・・・・・・・・(社会福祉課)	2
○生活保護法等に基づく指定医療機関の休止・・・・・・・・・・(〃)	2
○生活保護法等に基づく指定医療機関の再開・・・・・・・・・・・(〃)	3
○生活保護法等に基づく指定医療機関の変更・・・・・・・・・・(〃)	3
○生活保護法等に基づく指定医療機関の指定・・・・・・・・・・(〃)	3
○生活保護法等に基づく指定施術機関の指定・・・・・・・・・・(〃)	4
○令和元年6月熊本県議会定例会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・(財政課)	5
○庁内パソコンWindows10等アップグレード業務委託	
に係る一般競争入札の参加資格等・・・・・・・・・・・・・・・・(情報政策課)	5
公告	
○土地改良区役員の退任及び就任・・・・・・・・・・・・・・・・(農村計画課) ○土地改良区の定款変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(6
○土地改良区の定款変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(6
○土地改良区の定款変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(6
○熊本県総合財務会計システム運用・維持管理業務に係る随意	
契約による相手方の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(会計課)	6
○農用地利用配分計画の認可・・・・・・・・・・・・・・・・ (農地・担い手支援課)	7
○農用地利用配分計画の認可・・・・・・・・・・・・・・・・("")	7
○農用地利用配分計画の認可・・・・・・・・・・・・・・・ (" ")	8
○庁内パソコンWindows10等アップグレード業務委託	
に係る一般競争入札の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・(情報政策課)	8
登 載 依 頼	
○熊本県環境影響評価審査会の開催・・・・・・・・・・・・・・・ (環境影響評価審査会)	11
○有明海自動車航送船組合議会令和元年第1回臨時会の招集告	
示·····(有明海自動車航送船組合)	12
○たも網及びすくい網によるガザミの採捕制限	
·····(天草不知火海区漁業調整委員会)	12

告 示

熊本県告示第46号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第2項の規定により平成29年(2017年)10月10日熊本県告示第882号(造成宅地防災区域の指定)、平成30年(2018年)1月16日熊本県告示第38号(造成宅地防災区域の指定)、平成30年(2018年)2月13日熊本県告示第103号(造成宅地防災区域の指定)、平成30年(2018年)5月25日熊本県告示第424号(造成宅地防災区域の指定)及び平成30年(2018年)7月17日熊本県告示第581号(造成宅地防災区域の指定)で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和元年(2019年)5月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 辺田見地区
 - 上益城郡御船町大字辺田見字中原1800番の一部(次の図に示す部分に限る。)
- 2 奥園地区(高木①)
 - 上益城郡御船町大字高木字奥園3324番3、3325番2、3325番2地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)
- 3 阿弥陀地区 (Aブロック)
 - 上益城郡御船町大字高木字阿弥陀1683番、1683番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)
- 4 上古閑原地区(Bブロック)

上益城郡御船町大字高木字上古閑原2045番1、2045番3、 2046番1 2046番5、2046番1地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)

- 久保地区 (Aブロック) 上益城郡御船町大字豊秋字久保2625番·2626番·2627番合併、26 28番、2629番、2625番・2626番・2627番合併地先の道の一部(次 の図に示す部分に限る。)
- 上野中地区 上益城郡御船町大字木倉字上野中1940番1、1940番2、1941番1、 1940番2地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)
- 上益城郡御船町大字七滝字南ノ下1031番、1032番、1033番、103 1番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)
- 湯ノ迫地区 上益城郡御船町大字七滝字湯ノ迫797番、798番、798番地先の道の一部 (次の図に示す部分に限る。)

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び御船町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第47号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国 の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平 成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により 次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示 する。 令和元年(2019年)5月28日

屋 長 | 郷 目 の 夕 弁

能本県知事 蒲 島 郁 夫

成山年日日

(医科)

医燎煖渕の名物	と焼焼めり仕地	医正平月口
吉窪内科放射線科医	宇土市入地町270-1	平成31年(2019年)
院		3月15日
(歯科)		
医虚拟胆の丸状	医廃機則の記せい	

医核機関の配方地

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日	
宮嶋歯科医院	葦北郡芦北町湯浦173	平成28年(2016年)	
		6月1日	
上田歯科クリニック	八代市塩屋町11-20	平成30年(2018年)	
		12月28日	
あしきた歯科医院	芦北郡芦北町芦北2386-	平成30年(2018年)	
	1	1 2 月 3 1 日	

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
すみれ薬局	菊池郡大津町室107-4	平成31年(2019年)
		1月31日
水の里調剤薬局	上益城郡山都町城平845-	平成31年(2019年)
	1	1月31日
あおい薬局 益城店	上益城郡益城町惣領1518	平成31年(2019年)
	- 1	2月28日

熊本県告示第48号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国 の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平 成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により 次の指定医療機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3 (中国残留邦人 等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に

関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。 令和元年(2019年)5月28日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
稲生産婦人科内科	八代郡氷川町宮原栄久99	平成30年(2018年)
		11月26日
吉窪内科放射線科医	宇土市入地町270-1	平成31年(2019年)
院		1月18日

熊本県告示第49号

度の保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から再開の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に 関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。 令和元年(2019年)5月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	再開年月日
菅海明 堂医院	玉名市大浜町735	平成30年(2018年)
		1 1 月 1 5 日

熊本県告示第50号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国 の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平 成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により 次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に 関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。 令和元年(2019年)5月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医 科)

医療機関の名称	変 更	事項	変更年月日
及び所在地		新	发 欠 午 月 日
やまむら小児	名	称	平成31年(201
科・内科	やまむら医院	やまむら小児科・内	9年) 2月20日
球磨郡あさぎり		科	
町免田東149			
$7 - 6 \ 4$			
あらき整形外科	所 在	地	平成30年(201
医院	八代市旭中央通1-	八代市萩原町一丁目	8年)10月26日
(3	$8 - 4 \ 0$	

(薬局)

薬局の名称	変更	事 項	変更年月日
及び所在地	旧	新	変 欠 十 月 日
有限会社旭薬局	所 在 地		平成30年(201
	八代市旭中央通1-	八代市萩原町一丁目	8年)10月21日
	1	8 - 3 7	

熊本県告示第51号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促 進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6 年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定 医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。) の規定により告示する。 令和元年 (2019年) 5月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
有限会社旭薬局	八代市萩原町一丁目8-3	平成26年(2014年)
	7	7月1日
すみれ薬局 熊本大津	菊池郡大津町室107-4	平成31年(2019年)
駅前		2月1日
水の里調剤薬局	上益城郡山都町城平845	平成31年(2019年)
	- 1	2月1日
妙見薬局	八代市妙見町135	平成31年(2019年)
		3月1日
熊本調剤薬局 熊リハ	菊池郡菊陽町曲手760	平成31年(2019年)
店		3月1日

熊本県告示第52号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和元年(2019年)5月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(柔道整復師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
寺本 一栄	てらもと整骨院	玉名市岱明町野口1	平成31年(2019年)
		1 5 3 - 3	3月1日
中山 一輝	てらもと整骨院	玉名市岱明町野口1	平成31年(2019年)
		1 5 3 - 3	3月1日
槌山 誠	ほねつぎ須屋鍼	合志市須屋1933	平成31年(2019年)
	灸接骨院	-2	3月15日
上田 恭嵩	ひかり整骨院	上益城郡嘉島町鯰1	平成31年(2019年)
		8 3 2 - 2	4月5日

(はり師)

_ ((は り 向) /			
施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
光延 雅人	整骨院 元 光	菊池郡菊陽町光の森	平成30年(2018年)
	の森院	7 - 3 - 3	12月6日
治久丸 歩	整骨院 元 光	菊池郡菊陽町光の森	平成30年(2018年)
	の森院	7 - 3 - 3	12月6日
岩井 春香	整骨院 元 光	菊池郡菊陽町光の森	平成30年(2018年)
	の森院	7 - 3 - 3	12月6日
馬場 秀二郎	整骨院 元 光	菊池郡菊陽町光の森	平成30年(2018年)
	の森院	7 - 3 - 3	12月6日
杉村 祐馬	整骨院 元 光	菊池郡菊陽町光の森	平成30年(2018年)
	の森院	7 - 3 - 3	12月6日

(きゅう師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
光延 雅人	整骨院 元 光	菊池郡菊陽町光の森	平成30年(2018年)
	の森院	7 - 3 - 3	12月6日
治久丸 歩	整骨院 元 光	菊池郡菊陽町光の森	平成30年(2018年)
	の森院	7 - 3 - 3	12月6日

岩井	春香	整骨院	元	光	菊池郡菊陽町光の森	平成30年(2018年)
		の森院			7 - 3 - 3	12月6日
馬場	秀二郎	整骨院	元	光	菊池郡菊陽町光の森	平成30年(2018年)
		の森院			7 - 3 - 3	12月6日
杉村	祐馬	整骨院	元	光	菊池郡菊陽町光の森	平成30年(2018年)
		の森院			7 - 3 - 3	12月6日

(あん摩マッサージ指圧師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
本田 謙太郎	KEiROW熊本	菊池郡菊陽町武蔵ケ	平成31年(2019年)
	武蔵ケ丘ステーシ	丘北一丁目5-11	4月18日
	ョン	神山ハイツⅡ	

熊本県告示第53号

令和元年(2019年)6月7日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。 令和元年(2019年)5月28日

> 熊本県知事 蒲 島郁夫

熊本県告示第54号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第3 72号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参 加する者に必要な資格等について告示する。

令和元年(2019年)5月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

競争入札に付する事項 1

庁内パソコン Windows 1 0 等アップグレード業務委託

入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成 18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格 を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「情報処理業務(情報システム全般の設計、開発、維持管理)」に登録されている者であること。 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を

得ること

- 入札参加資格を得るための申請方法等
 - 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定 める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先 熊本県出納局管理調達課管理班 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 電話番号 096-333-2581

- 競争入札参加資格審査申請書の受付期間 (3)公告の日から令和元年(2019年)6月7日(金)午後5時までとする。 ただ 受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が 入札に間に合わないことがある。
- (4)競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

- 入札参加資格の有効期間 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和4年(202 2年) 3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
 - (5) の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格 審査申請の受付を令和3年(2021年)10月1日から令和3年(2021年) 11月30日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条 第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

告 公

熊本県公告第52号

上益城郡御船町に事務所を置く七滝土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨 の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定 により公告する。

令和元年(2019年)5月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

		照
役職名	氏 名	住所
退任		
理事	吉村 公一	上益城郡御船町大字上野1311番地
理事	河地 文昭	上益城郡御船町大字上野2214番地1
理事	本田 義昭	上益城郡御船町大字上野1733番地
理事	竹﨑 惠	上益城郡御船町大字上野4240番地
理事	野田 貴久	上益城郡御船町田代4436番地
理事	吉澤 廣幸	上益城郡御船町大字上野5490番地
理事	杉村 幸次	上益城郡御船町田代4512番地
理事	吉本 幸貴	上益城郡御船町大字滝尾2557番地
理事	坂本 利治	上益城郡山都町大字北中島3545番地
監事	谷村 繁満	上益城郡御船町大字上野653番地
監事	田代 一孝	上益城郡御船町大字上野2607番地
監事	渡辺 洋一	上益城郡御船町大字上野6686番地
就任		
理事	谷村 繁満	上益城郡御船町大字上野653番地
理事	堀田 幸徳	上益城郡御船町大字上野517番地
理事	上村 正一	上益城郡御船町大字上野2127番地
理事	田代 一孝	上益城郡御船町大字上野2607番地
理事	野田 貴久	上益城郡御船町田代4436番地
理事	後藤 博文	上益城郡御船町田代8108番地2
理事	渡辺 洋一	上益城郡御船町大字上野6686番地
理事	橋本 保富	上益城郡御船町田代7482番地
理事	渡邉 裕昭	上益城郡山都町北中島3480番地
監事	河地 文昭	上益城郡御船町大字上野2214番地1
監事	田 中 誠	上益城郡御船町大字上野4235番地
監事	川本 隆文	上益城郡御船町大字滝尾2519番地

熊本県公告第53号

上益城郡嘉島町に事務所を置く高田堰掛土地改良区理事長から平成31年(2019年) 3月25日付けで申請のあった定款の変更については、令和元年(2019年)5月17日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

球磨郡相良村に事務所を置く相良村土地改良区理事長から平成31年(2019年)3月18日付けで申請のあった定款の変更については、令和元年(2019年)5月17日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定に より公告する。 令和元年(2019年)5月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第55号

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特

定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県 規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和元年(2019年)5月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
 - 熊本県総合財務会計システム運用・維持管理業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地態本県出納局会計課システム・出納班 2
- 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 随意契約の相手方を決定した日 3 平成31年(2019年)3月22日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社日立製作所九州支社九州中央支店 熊本県熊本市中央区花畑町4番1号
- 随意契約に係る契約金額 5
 - 32,359,920円(うち消費税及び地方消費税の額2,671,920円)
- 契約の相手方を決定した手続
- 随意契約 随意契約の理由
 - 特例政令第11条第1項第2号の規定による。

熊本県公告第56号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の 規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告

令和元年(2019年)5月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定	等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	貝佰権の政足等を支りる工地
株式会社山田ファ	八代市郡築一番町	八代市北平和町290番ほか6筆
ーム		
株式会社山田ファ	八代市郡築一番町	八代市北平和町258番
ーム		
上野 弘道	八代市千丁町古閑出	八代市千丁町古閑出字築合南割2805
		番 1 ほか 6 筆
吉﨑 靖治	八代市千丁町吉王丸	八代市千丁町太牟田字道上103番ほか
		3 筆
西田 龍仁	八代市鏡町貝洲	八代市鏡町宝出字弐八番割894番1ほ
		か 2 筆
堤 友弘	八代市鏡町北新地	八代市鏡町内田字弐番割1219番1ほ
		か 9 筆
津田 恒伸	八代市鏡町北新地	八代市鏡町北新地字八番割1539番1
		ほか 1 筆
古川 宏治	八代郡氷川町宮原	八代郡氷川町若洲字八番割336番ほか
		1 筆

認可年月日

令和元年(2019年)5月21日

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の 規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告

熊本県知事 蒲 島郁 夫

農用地利用配分計画の概要 1

賃借権の設定	ど等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	賃借権の設定等を受ける土地

吉田 将明	八代市郡築四番町	八代市郡築四番町71番1
小川 壽藏	八代市坂本町鶴喰	八代市坂本町鶴喰字戸田谷3288番1

 $\overline{2}$ 認可年月日

令和元年(2019年)5月21日

熊本県公告第58号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の 規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告 する。

令和元年(2019年)5月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

農用地利用配分計画の概要 1

2 /2C / 10 + LL 13 / 10 HL 73 HT		
賃借権の設定	等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	負相権の故た寺を支げる上地
中村 雅貴	菊池市泗水町豊水	菊池市泗水町豊水大字大坪2767番1
		ほか 2 筆
農事組合法人久米	菊池市泗水町豊水	菊池市泗水町豊水字西請851番4

認可年月日

令和元年(2019年)5月21日

熊本県公告第59号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め る政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和元年(2019年)5月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 競争入札に付する事項
 - (1)業務の名称

庁内パソコン Windows 10等アップグレード業務委託

(2)業務に係る発注・契約担当部局

熊本県企画振興部交通政策・情報局情報政策課情報基盤・セキュリティ班(熊本 県庁行政棟新館9階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

業務に係る入札担当部局 (3)

熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)

862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

業務の内容 (4)

庁内パソコン Windows 1 0 等アップグレード業務委託仕様書(以下「仕様書」と いう。)による。

委託期間 (5)

契約締結の日から令和2年(2020年)3月13日(金)まで

(6) 履行場所

仕様書による。

入札方式(紙入札併用案件) (7)

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行 承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉 塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

入札金額

入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金 額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満 の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを 問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札す

- (9)入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札 心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札 (物品調達・業務委託等) 運用基準の規定を適用する。
- (10) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

低入札価格調査の設定 (11)

この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格 を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

- 入札参加者の必要な資格に関する事項
 - 次の(1) から(5) までに定める条件の全てを満たす者であること 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱((1)平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目「情報処理業務(情報システム全 般の設計、開発、維持管理)」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアから工までのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札 に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を 次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内 容の変更が間に合わない場合がある。

競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期 間

公告の日から令和元年(2019年)6月7日(金)午後5時まで

- 競争入札参加資格審査申請書の提出先
- 1(3)の入札担当部局
- 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送

- する場合は、アの受付期間内に必着とする。 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の (2)申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の
- (3)申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年 (4)熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 情報セキュリティに関する認証(ISMS 又は ISO27001)又は個人情報保護に関す (5)る認証(プライバシーマーク)を保有していること。
- 入札参加のための確認申請
 - (1)提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満た す者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

競争入札参加資格確認申請書

2(5) を証明する書類(写)(両方登録されている場合はどちらか任意) イ

(2)提出方法

> 電子入札システムにより入札する場合は、(1) ア及びイに掲げる書類を PDF 形式 で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1) アに掲げる書類に添付する(1) イに掲げる書類の電子データの容量が 3 メガバイト を超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1) イに掲げる書類の目録を(1) アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1) イに掲げる書類は、 (3) の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出するこ

入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出 された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札をする 場合は、(1) ア及びイに掲げる書類を書面で(3) の提出期間内(必着)に郵送(書 留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

- (3)提出期間
 - 公告の日から令和元年(2019年)6月25日(火)午後5時まで
- 提出先 (4)
- 1(3)の入札担当部局
- 確認結果の通知 (5)

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提 出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

- 入札手続等
 - (1)入札仕様等に対する質問の受付期間 1(2) の発注・契約担当部局において公告の日から令和元年(2019年)6月 25日(火)午後5時まで受け付ける。
 - 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札 説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の 日から令和元年(2019年)7月9日(火)まで行う。

- (3) 入札の方法
 - ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和元年(2019年)7月8日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること

イ 紙入札による入札の方法

- (ア) 日時 令和元年(2019年)7月9日(火)午前10時
- (イ) 場所 1(3)の入札担当部局
- (ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書 (代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和元年(2019年)7月8日(月)(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の中に再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3) イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3) イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札

書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入 札

イ 民法 (明治29年法律第89号) 第95条の錯誤による入札であると入札執行者 が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない 入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない 者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。なお、本入札は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低価格をもって申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。

(9) 入札保証金

免除する。 5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各 号に掲げる目の日数は、算入しない。)を経過した日

(4)契約保証金

契約を締結しようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条 第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければなら ない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもっ て代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証 金を免除することができる。

納付期限 (3) の申出期限

イ 提出場所 1(2) の発注・契約担当部局

- その他
 - (1)入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨と する。
 - この業務は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受 ける。
- 問合せ
- 問合せ先 (1)
 - 入札の業務内容全般(仕様書、確認申請等)に関すること。 熊本県企画振興部交通政策・情報局情報政策課情報基盤・セキュリティ班 電話番号 096-333-2143 ファックス番号 096-381-8211
 - 競争入札参加資格審査申請及び入札手続(紙入札移行承認等)に関すること。 熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

電子入札システムの操作方法に関すること。 くまもと県市町村電子入札コールセンター 電話番号 096-373-2032 ファックス番号 096-370-5455

受付時間 (2)

午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1 項各号に掲げる日を除く。)

- Summary
 - (1)Name and Content of the products to be rent:

Kumamoto Prefectural staff PC Windows10 upgrade business consignment

(2)Date and Place for tender:

Date: 10:00 a.m. July 9, 2019 Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,

Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

(3)Name of Department in Charge of Bidding Contract Information Policy Division, Transportation Policy and Information Bureau, Department of Planning and Development

Kumamoto Prefectural Government

(9th floor of Prefectural Government New Building)

6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture 862-8570, Japan

Phone: 096-333-2143

(4)Other

> Language: Japanese Currency: Japanese Yen

登載依頼

熊本県環境影響評価審査会公告第2号

熊本県環境影響評価審査会の会議を、次のとおり開催する。

令和元年(2019年)5月28日

熊本県環境影響評価審査会

- 開催日時 1
- 令和元年(2019年)6月10日(月)午後2時から午後3時30分まで
- 開催場所 2
 - 熊本県庁行政棟本館5階審議会室
- 3 審議内容
 - 「国道57号中九州横断道路(大津町~熊本市)環境影響評価準備書」について
- 4 傍聴者の定員
 - 10人

- 5 傍聴手続
 - (1)会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、審議開始予定時刻の30分前までに集合すること。
 - (2) 傍聴の手続は先着順で行うが、傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがある。
 - (3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議 の会場に入ることができる。
- 6 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県環境影響評価審査会事務局(熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班)電話096-333-2268

有明海自動車航送船組合告示第1号

有明海自動車航送船組合議会令和元年第1回臨時会を令和元年6月4日午後1時30分玉名市に招集する。

令和元年5月28日

有明海自動車航送船組合管理者 西田 寿美生

天草不知火海区漁業調整委員会指示第178号

ガザミ資源保護のため、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和元年(2019年)5月28日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男

- 1 指示の内容
- 不知火海の熊本県海域においては6月1日から6月30日までの間、たも網及びすくい網によりガザミを採捕してはならない。
- 2 指示の有効期間 令和元年(2019年)5月28日から令和2年(2020年)3月31日までとする。